

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表宮下団地の部中

「

霧島市国分上小川925番地	簡易耐火構造 2階建	28	昭和49	
---------------	---------------	----	------	--

」を

「

霧島市国分上小川925番地	簡易耐火構造 2階建	17	昭和49	
---------------	---------------	----	------	--

」に改め、

同表中尾田住宅の部中

「

霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	1	昭和28	
霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	3	昭和29	

」を

「

霧島市横川町中ノ83番地	木造平家建	3	昭和29	
--------------	-------	---	------	--

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老朽化した市営住宅を取り壊すため、本条例の所要の改正をしようとするものである。